

第22回意匠審査基準ワーキンググループで提示した 改訂意匠審査基準案からの変更点（案）

第22回意匠審査基準WGで提示した改訂意匠審査基準案からの変更点（案）

前回の意匠審査基準ワーキンググループ（令和5年8月30日開催 第22回）において、令和5年不正競争防止法等の一部を改正する法律による意匠法改正に則した意匠の新規性喪失の例外適用手続緩和に係る意匠審査基準改訂について検討を行った。

当該検討結果等を踏まえ、各改訂意匠審査基準案について以下のとおり修正する。

項番（第3章 新規性喪失の例外）	変更内容
4.3.3 「証明する書面」に記載された公開意匠の認定	公開意匠の認定について 語句を補足
4.4 「証明する書面」に記載された公開意匠と「同一又は類似の意匠」	非類似の事例の図を追加
4.5 「証明する書面」に記載された公開意匠の公開日以降の公開意匠についての 意匠法第4条第2項の規定の適用についての判断	公開意匠同士の判断対象を 明確にする記載及び 事例の図（事例3）を追加
5.1 意匠法第4条第2項の「該当するに至った日」と意匠登録出願の間に、第三者によって「証明する書面」に記載された意匠と同一又は類似の意匠が公開された場合の取扱い	SNSでの公開事例を例4として追加

改訂意匠審査基準案からの変更点①

4.3.3 「証明する書面」に記載された公開意匠の認定において、「証明する書面」に記載された公開意匠に係る物品等の中で証明されているものが、より明確となるように語句を補足。

前回（全文 新規追加）

4.3.3 「証明する書面」に記載された公開意匠の認定

（前略）

「証明する書面」に記載された公開意匠に係る物品等の中で分離して識別可能な部品等があり、当該部品等が公開意匠である場合は、それらについても証明されているものとして扱い（一部が物品又は建築物の内部に隠れている場合は外部に表れた部分のみを公知意匠として扱う）、「証明する書面」に記載された公開意匠に係る物品等の各部分についても、物品等の中で示された位置、大きさ、範囲となる物品等の部分がそれぞれ証明されているものとして扱う。



変更後（赤字部分修正）

4.3.3 「証明する書面」に記載された公開意匠の認定

（前略）

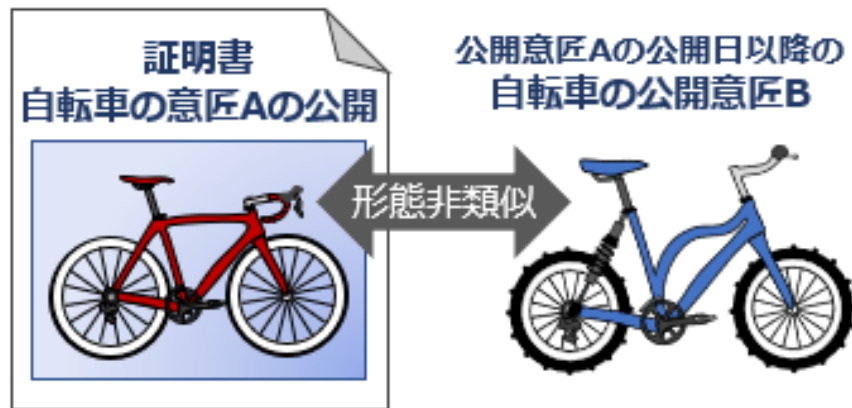
「証明する書面」に記載された公開意匠に係る物品等の中で分離して識別可能な部品・付属品等があり、当該部品・付属品等が公開意匠である場合は、それらについても証明されているものとして扱い（一部が物品又は建築物の内部に隠れている場合は外部に表れた箇所部分のみを公知意匠として扱う）、「証明する書面」に記載された公開意匠に係る物品等の各部分についても、物品等の中で示された位置、大きさ、範囲となる物品等の部分がそれぞれ証明されているものとして扱う。

改訂意匠審査基準案からの変更点②

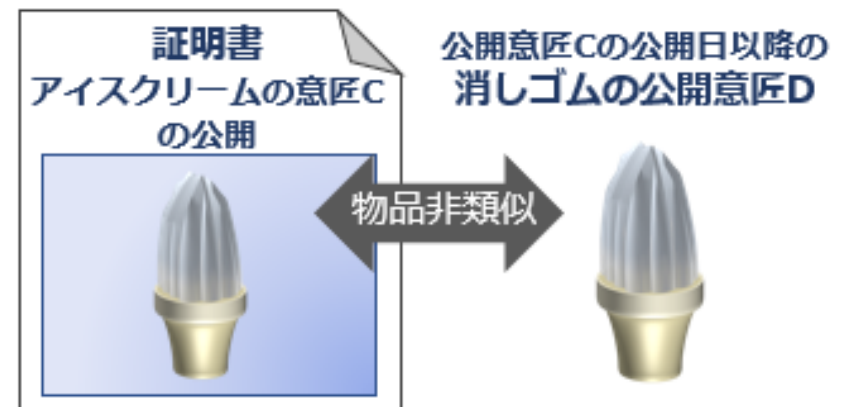
4.4「証明する書面」に記載された公開意匠と「同一又は類似の意匠」において、「証明する書面」に記載された公開意匠と非類似の公開意匠を説明する前回資料2所載の図例を基準に追加。

審査基準内に追加する図

【事例1】



【事例2】



改訂意匠審査基準案からの変更点③

4.5「証明する書面」に記載された公開意匠の公開日以降の公開意匠についての意匠法第4条第2項の規定の適用についての判断は、「証明する書面」に記載された公開意匠における、意匠登録出願の意匠との対比判断の対象となる部位に基づき判断する旨の記載を追加。

前回（全文 新規追加）

4.5「証明する書面」に記載された公開意匠の公開日以降に公開された意匠についての意匠法第4条第2項の規定の適用についての判断の例

例えば、出願意匠が部品又は物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠である場合、「証明する書面」に記載された公開意匠が物品等の全体に係るものであっても、「証明する書面」に記載された公開意匠とその後の公開意匠との類否は、当該意匠登録を受けようとする部品又は部分で判断する。



変更後（赤字部分修正）

4.5「証明する書面」に記載された公開意匠の公開日以降に公開された意匠についての意匠法第4条第2項の規定の適用についての判断の例

「証明する書面」に記載された公開意匠の公開日以降の公開意匠についての意匠法第4条第2項の規定の適用の判断は、「証明する書面」に記載された公開意匠における、意匠登録出願の意匠との対比の対象となる部位に基づき行う。

例えば、意匠登録出願の意匠が部品又は物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠である場合、「証明する書面」に記載された公開意匠が物品等の全体に係るものであっても、「証明する書面」に記載された公開意匠とその後の公開意匠との類否は、当該意匠登録を受けようとする出願の意匠に相当する部品又は意匠登録を受けようとする部分で判断する。

改訂意匠審査基準案からの変更点③

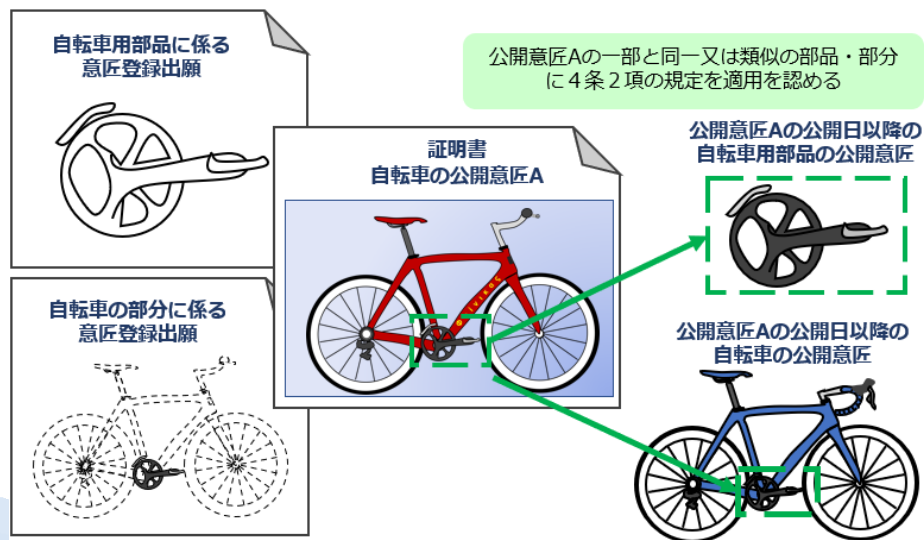
変更後

4.5 「証明する書面」に記載された公開意匠の公開日以降の公開意匠についての意匠法第4条第2項の規定の適用についての判断

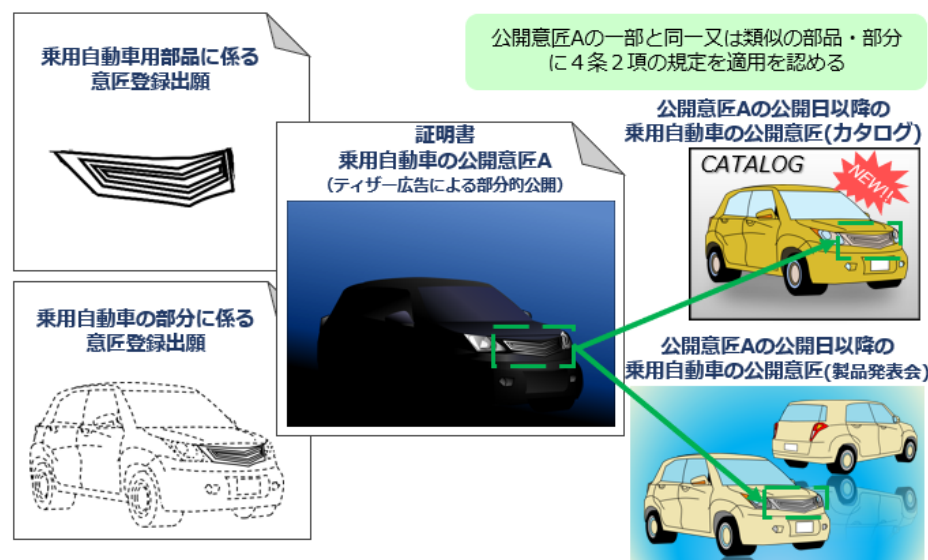
「証明する書面」に記載された公開意匠の公開日以降の公開意匠についての意匠法第4条第2項の規定の適用の判断は、「証明する書面」に記載された公開意匠における、意匠登録出願の意匠との対比の対象となる部位に基づき行う。

例えば、意匠登録出願の意匠が部品又は物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠である場合、「証明する書面」に記載された公開意匠が物品等の全体に係るものであっても、「証明する書面」に記載された公開意匠とその後の公開意匠との類否は、当該意匠登録出願の意匠に相当する部品又は意匠登録を受けようとする部分で判断する。

【事例1】



【事例2】

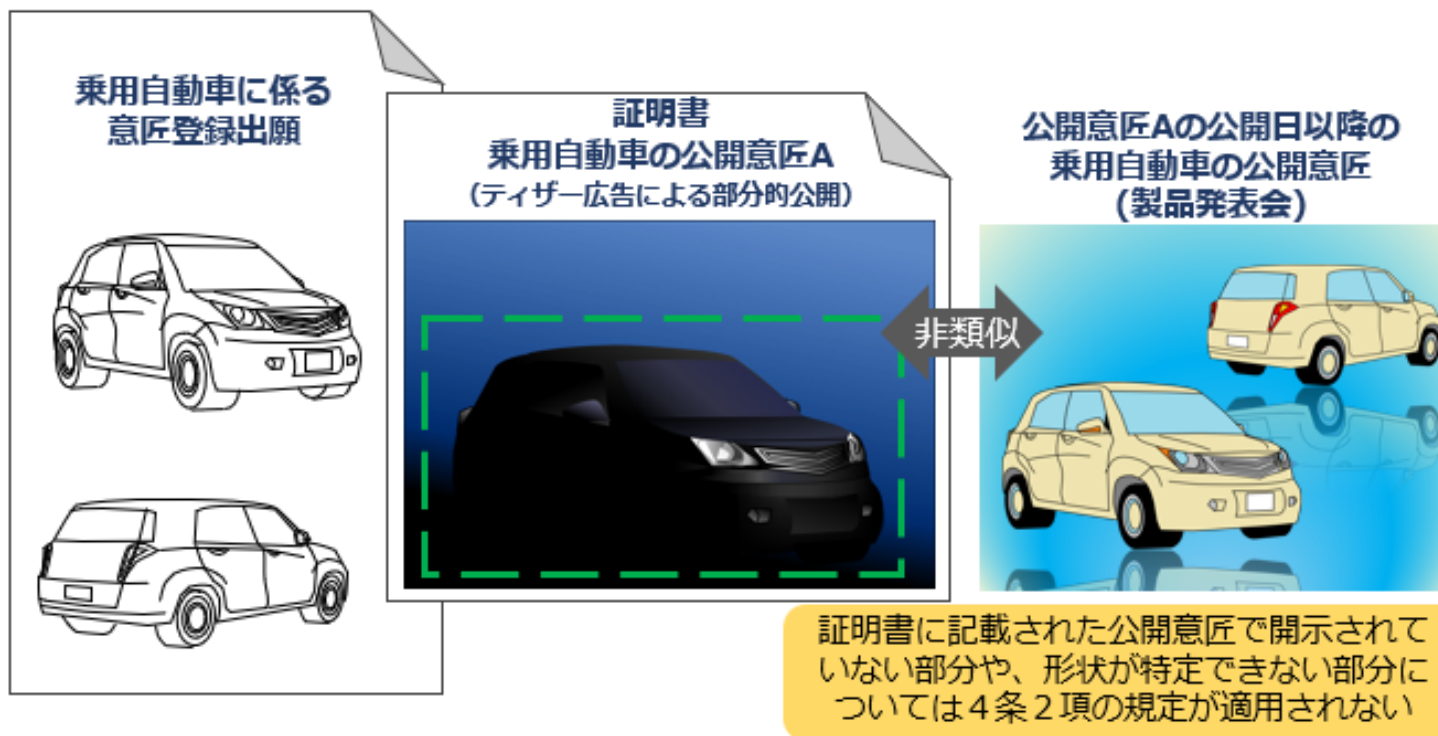


改訂意匠審査基準案からの変更点③

4.5 「証明する書面」に記載された公開意匠の公開日以降の公開意匠についての意匠法第4条第2項の規定の適用についての判断において、前回資料2所載の図例を基準に【事例3】として追加。

審査基準内に追加する図

【事例3】



改訂意匠審査基準案からの変更点④

5.1 意匠法第4条第2項の「該当するに至った日」と意匠登録出願の間に、第三者によって「証明する書面」に記載された意匠と同一又は類似の意匠が公開された場合の取扱いにおける（注）に、例3に加え例4も追加。

前回（例3新規追加）

（注）

例1：意匠登録を受ける権利を有する者が商品を販売したことによって公開された意匠と、その商品入手した第三者がウェブサイトにてその商品を掲載したことによって公開された意匠

例2：意匠登録を受ける権利を有する者が見本市に出品したことによって公開された意匠と、その出品情報が新聞に掲載されたことによって公開された意匠

例3：意匠登録を受ける権利を有する者が卸業者に納品したことによって公開された意匠と、その卸業者を経て小売店が販売したことによって公開された意匠



変更後（例3、例4新規追加）

（注）例1、例2（略）

例3：意匠登録を受ける権利を有する者が卸業者に納品したことによって公開された意匠と、その卸業者を経て小売店が販売したことによって公開された意匠

例4：意匠登録を受ける権利を有する者がウェブサイトに商品を掲載したことによって公開された意匠と、それを閲覧した第三者がSNS上に掲載し公開された意匠